

令和５年度 第３回

市川市立小学校、中学校 及び 義務教育学校 通学区域審議会

令和６年２月２日（金）午前１０時～

市川市役所 第２庁舎 ４階大会議室

次 第

１ 教育委員会挨拶

２ 審議会会長挨拶

３ 議題

（１）令和６年度 新入学 指定学校変更許可及び区域外就学許可件数（報告）

（２）令和６年度 新入学 小学生の指定学校変更等の状況について（報告）

（３）令和６年度 新入学 中学生の指定学校変更等の状況について（報告）

４ その他

○指定学校変更許可及び区域外就学許可件数

1 新入生 指定学校変更許可件数

R 5 ・ 1 2 ・ 2 8現在

	2 9 年度	3 0 年度	3 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
小学校	4 1 8	3 9 4	4 2 0	4 4 7	4 7 8	4 5 4	3 9 0	4 4 0
中学校	5 3 2	5 2 2	5 3 7	5 1 2	4 8 0	5 4 3	5 2 1	5 0 8
合計	9 5 0	9 1 6	9 5 7	9 5 9	9 5 8	9 9 7	9 1 1	9 4 8

2 新入生 区域外就学許可件数

R 5 ・ 1 2 ・ 2 8現在

	2 9 年度	3 0 年度	3 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
小学校	0	0	0	0	0	0	0	0
中学校	1	1	0	0	0	0	0	0
合計	1	1	0	0	0	0	0	0

《指定校変更》

指定校→	1 市川小	2 真間小	3 中山小	4 八幡小	5 国分小	6 大柏小	7 宮田小	8 富貴島小	9 若宮小	10 国府台小	11 平田小	12 鬼高小	13 菅野小	14 行徳小	15 信篤小	16 稲荷木小	17 南行徳小	18 鶴指小	19 宮久保小	20 二俣小	21 中国分小	22 曾谷小	23 大町小	24 北方小	25 新浜小	26 百合台小	27 富美浜小	28 柏井小	29 大洲小	30 幸小	31 新井小	32 南新浜小	33 大野小	34 塩焼小	35 稲越小	36 塩浜学園	37 大和田小	38 福栄小	39 妙典小	合 計			
↓ 希望校							1																						1												2		
1 市川小							1																							1												23	
2 真間小	7				13					1			2																													11	
3 中山小								3	6															2																		34	
4 八幡小								5			12		7			1					1					5													3				2
5 国分小																						1													1						7		
6 大柏小																							2					4					1								14		
7 宮田小	9										3																		2													24	
8 富貴島小			3	4								1							4						12																	2	
9 若宮小			1																						1																	6	
10 国府台小																					2																				10		
11 平田小				3			1											2																								27	
12 鬼高小															6	3				1																					14		
13 菅野小	6	4		3	8																					6																36	
14 行徳小																									1					1				4					8			29	
15 信篤小																7				29																					3		
16 稲荷木小												1						2																								0	
17 南行徳小											1					3														5												9	
18 鶴指小																																											8
19 宮久保小																								5		2								1								0	
20 二俣小																																										4	
21 中国分小										4																																11	
22 曾谷小																										1										10						0	
23 大町小																																											7
24 北方小								1	2										4																							6	
25 新浜小														1														2						2					1			3	
26 百合台小																						3																				6	
27 富美浜小																	4																						2				4
28 柏井小						2			2																																		16
29 大洲小	3						9				2							2																									4
30 幸小																																											11
31 新井小																		3										8						4								8	
32 南新浜小																										3					4								1				18
33 大野小						12													3										3														34
34 塩焼小														1																	32									1			0
35 稲越小																																											8
36 塩浜学園											15	4					9	3									6											1					31
37 大和田小																	2										2																4
38 福栄小																																											31
39 妙典小														3																					28								440
小 計	25	4	4	10	21	14	11	9	10	5	33	6	9	5	6	23	10	9	11	30	3	4	2	20	4	14	18	7	8	37	0	6	2	32	11	0	3	5	9				

令和6年度 中学校 入学児童に係る指定学校変更件数 一覧表

(令和5年12月28日現在)

《指定校変更》

指定校→ ↓ 希望校	1 一 中	2 二 中	3 三 中	4 四 中	5 五 中	6 六 中	7 七 中	8 八 中	9 下 貝 塚 中	10 高 谷 中	11 福 栄 中	12 東 国 分 中	13 大 洲 中	14 塩 浜 学 園	15 南 行 徳 中	16 妙 典 中	合 計
1 一 中		2										16	8				26
2 二 中	47		6									14	21				88
3 三 中		8		4				1	33			6					52
4 四 中			4		1	4			13								22
5 五 中				1					3								4
6 六 中				1				4		26							31
7 七 中											9					21	30
8 八 中	2	9	1			23							2				37
9 下貝塚中				1	14												15
10 高 谷 中																	0
11 福 栄 中							5							5	34	2	46
12 東国分中	10	1	2														13
13 大 洲 中	4							18									22
14 塩 浜 学園											7				28	9	44
15 南行徳中											13			23			36
16 妙 典 中							41			1							42
小 計	63	20	13	7	15	27	46	23	49	27	29	36	31	28	62	32	508

令和6年度 新入学 小学校 指定学校変更 増減表

※12月28日現在

学校名	希望数	他校へ	増減	学校名	希望数	他校へ	増減
市川小	2	25	-23	中国分小	4	3	1
真間小	23	4	19	曾谷小	11	4	7
中山小	11	4	7	大町小	0	2	-2
八幡小	34	10	24	北方小	7	20	-13
国分小	2	21	-19	新浜小	6	4	2
大柏小	7	14	-7	百合台小	3	14	-11
宮田小	14	11	3	富美浜小	6	18	-12
富貴島小	24	9	15	柏井小	4	7	-3
若宮小	2	10	-8	大洲小	16	8	8
国府台小	2	5	-3	幸小	4	37	-33
平田小	6	33	-27	新井小	11	0	11
鬼高小	10	6	4	南新浜小	8	6	2
菅野小	27	9	18	大野小	18	2	16
行徳小	14	5	9	塩焼小	34	32	2
信篤小	36	6	30	稲越小	0	11	-11
稻荷木小	3	23	-20	塩浜学園	8	0	8
南行徳小	0	10	-10	大和田小	31	3	28
鶴指小	9	9	0	福栄小	4	5	-1
宮久保小	8	11	-3	妙典小	31	9	22
二俣小	0	30	-30				

私立等：80名

※ 網掛は制限校（上限を超えた場合は抽選）、市川小・鬼高小・新浜小は兄弟姉妹在籍のみ申請可

※ 大和田小は兄弟姉妹在籍、又は指定された学校より近い場合（学校と自宅との直線距離で比較）のみ申請可

令和6年度 新入学 中学校 指定学校変更 増減表

※12月28日現在

学校名	希望数	他校へ	増減	学校名	希望数	他校へ	増減
第一中	26	63	-37	下貝塚中	15	49	-34
第二中	88	20	68	高谷中	0	27	-27
第三中	52	13	39	福栄中	46	29	17
第四中	22	7	15	東国分中	13	36	-23
第五中	4	15	-11	大洲中	22	31	-9
第六中	31	27	4	塩浜学園	44	28	16
第七中	30	46	-16	南行徳中	36	62	-26
第八中	37	23	14	妙典中	42	32	10

※ 網掛は制限校（上限を超えた場合は抽選）

私立等：26名

令和6年度 新入学 小学校 指定学校変更の理由表 (市児童数 3,659 人)

指定学校変更許可基準 (理由)	人 数 (人)	割 合 (%)
1 心身の障害・疾病	3	0.7% (市 0.1%)
2 通学経路の問題	22	5.0% (市 0.6%)
3 両親の就労等養育に欠ける	2	0.5% (市 0.1%)
4 学区変更等による従前の学校	0	0
5 転居等による従前の学校	0	0
6 新築等による事前の転入	3	0.7% (市 0.1%)
7 友人関係等の特別な理由	66	15.0% (市 1.8%)
8 希望する学校が近い	142	32.3% (市 3.9%)
9 兄弟姉妹一緒にの学校	187	42.5% (市 5.1%)
10 義務教育学校等希望	3	0.7% (市 0.1%)
11 その他	12	2.7% (市 0.3%)
合 計	440	(市 12.0%)

※12月28日受付締切後現在

※ 小数点2桁以下は四捨五入しています。

令和6年度 新入学 中学校 指定学校変更の理由表 (市生徒数 3,695 人)

指定学校変更許可基準 (理由)	人 数 (人)	割 合 (%)
1 心身の障害・疾病	0	0
2 通学経路の問題	11	2.2% (市 0.3%)
3 学区変更等による従前の学校	0	0
4 転居等による従前の学校	0	0
5 新築等による事前の転入	0	0
6 友人関係等の特別な理由	160	31.5% (市 4.3%)
7 希望する学校が近い	236	46.5% (市 6.4%)
8 兄弟姉妹一緒にの学校	53	10.4% (市 1.4%)
9 義務教育学校等希望	31	6.1% (市 0.8%)
10 その他	17	3.3% (市 0.5%)
合 計	508	(市 13.7%)

※12月28日受付締切後現在

※ 小数点2桁以下は四捨五入しています。

指定学校変更許可基準（小学生用・令和５年度～令和７年度）

事由		期間	添付書類等
1	心身の障害または疾病によるため	事由解消まで ＊通常は１年	医師の診断書等
2	事故の発生の恐れなど、通学経路に問題が生じるため ＊隣接する通学区域または事務室窓口から直線で１キロメートル以内からの通学に限る <u>（注）</u>	卒業まで	適宜
3	両親の就労等により、児童の監護・養育に欠けるため <u>（注）</u>	３年以内 ただし、協議のうえ再申請も可	就労証明書 預かり書
4	学区変更等に伴い、従前の通学校を希望するため	卒業まで	適宜
5	転居等に伴い、従前の通学校を希望するため ①隣接する通学区域または事務室窓口から直線で１キロメートル以内からの通学 <u>（注）</u> ②上記①以外の場合	①卒業まで ②学期末または年度末まで	適宜
6	住宅の新築・増改築により一時的に学区外へ転居するため、または新築により事前に転入学を希望するため	１年以内	建築確認書、売買契約書、仮住まいを証明するもの等
7	友人関係等の特別な理由によるため ・人間関係に特別な配慮を要する場合等 （仲の良い友達と一緒にいきたいという理由は除く） ただし、隣接する通学区域または事務室窓口から直線で１キロメートル以内からの通学に限る ＊教育委員会にて協議を行う場合がある。 <u>（注）</u>	卒業まで	適宜
8	希望する学校が指定された学校より近い ＊希望校の教室数に余裕がある場合に限る	卒業まで	適宜
9	兄弟姉妹一緒にの学校に就学させたいため	卒業まで	適宜
10	義務教育学校等への就学を希望するため	卒業まで	適宜
11	その他	事由解消まで	適宜

（注）大和田小学校を希望する場合は、指定された学校より近い児童のみ、指定学校変更を受け付けます。

- 上記の基準に適合した場合でも、学校の受け入れ体制が整わない場合、指定学校変更が認められないことがあります。
 - 原則として、隣接する通学区域内に限ります。（やむを得ない場合を除く）
 - 児童本人はもとより保護者及び監護者は、通学経路及び通学の安全には十分留意してください。
 - 上記添付書類等の他、客観的判断をするために必要な補足書類等を追加で提出していただくことがあります。
 - この基準は令和５年４月１日より適用します。基準については、毎年見直しを行っております。
- ＊令和８年度より、「７．友人関係等の特別な理由によるため」は削除いたします。（小学生用）

指定学校変更許可基準（小学生用・令和８年度より）

事由		期間	添付書類等
1	心身の障害または疾病によるため	事由解消まで ＊通常は１年	医師の診断書 等
2	事故の発生の恐れなど、通学経路に問題が生じるため ＊隣接する通学区域または事務室窓口から直線で１キロメートル以内からの通学に限る (注)	卒業まで	適宜
3	両親の就労等により、児童の監護・養育に欠けるため (注)	３年以内 ただし、協議のうえ再申請も可	就労証明書 預かり書
4	学区変更等に伴い、従前の通学校を希望するため	卒業まで	適宜
5	転居等に伴い、従前の通学校を希望するため ①隣接する通学区域または事務室窓口から直線で１キロメートル以内からの通学 (注) ②上記①以外の場合	①卒業まで ②学期末または年度末まで	適宜
6	住宅の新築・増改築により一時的に学区外へ転居するため、または新築により事前に転入学を希望するため	１年以内	建築確認書、 売買契約書、 仮住まいを証明するもの等
7	希望する学校が指定された学校より近い ＊希望校の教室数に余裕がある場合に限る	卒業まで	適宜
8	兄弟姉妹一緒に学校に就学させたいため	卒業まで	適宜
9	義務教育学校等への就学を希望するため	卒業まで	適宜
10	その他	事由解消まで	適宜

(注) 大和田小学校を希望する場合は、指定された学校より近い児童のみ、指定学校変更を受け付けます。

1. 上記の基準に適合した場合でも、学校の受け入れ体制が整わない場合、指定学校変更が認められないことがあります。
2. 原則として、隣接する通学区域内に限ります。(やむを得ない場合を除く)
3. 児童本人はもとより保護者及び監護者は、通学経路及び通学の安全には十分留意してください。
4. 上記添付書類等の他、客観的判断をするために必要な補足書類等を追加で提出していただくことがあります。
5. この基準は令和８年４月１日より適用します。基準については、毎年見直しを行っております。

指定学校変更許可基準（中学生用・令和５年度より）

事由		期間	添付書類等
1	心身の障害または疾病によるため	事由解消まで ＊通常は１年	医師の診断書等
2	事故の発生の恐れなど、通学経路に問題が生じるため	卒業まで	適宜
3	学区変更等に伴い、従前の通学校を希望するため	卒業まで	適宜
4	転居等に伴い、従前の通学校を希望するため	卒業まで	適宜
5	住宅の新築・増改築により一時的に学区外へ転居するため、 または新築により事前に転入学を希望するため	１年以内	建築確認書、 売買契約書、 仮住まいを証明 するもの等
6	友人関係等の特別な理由によるため ・人間関係に特別な配慮を要する場合等 （仲の良い友達と一緒にいきたいという理由は除く） ＊教育委員会にて協議を行う場合がある	卒業まで	適宜
7	希望する学校が指定された学校より近い ため ＊希望校の教室数に余裕がある場合に限る	卒業まで	適宜
8	兄弟姉妹一緒にの学校に就学させたい ため	卒業まで	適宜
9	義務教育学校等への就学を希望する ため	卒業まで	適宜
10	その他	事由解消まで	適宜

1. 上記の基準に適合した場合でも、学校の受け入れ体制が整わない場合、指定学校変更が認められないことがあります。
2. 事由４、５を除き、原則として、隣接する通学区域内に限ります。（やむを得ない場合を除く）
3. 生徒本人はもとより保護者及び監護者は、通学経路及び通学の安全には十分留意してください。
4. 上記添付書類等の他、客観的判断をするために必要な補足書類等を追加で提出していただくことがあります。
5. この基準は令和５年４月１日より適用します。基準については、毎年見直しを行っております。